



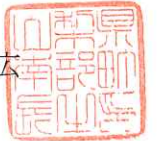
南部町公告第2号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）の縦覧について

地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

令和7年3月10日

南部町長 佐野 和広



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区
南部地区（基盤整備地区成島工区）・南部地区（基盤整備地区南部工区）
万沢地区（越渡）・本郷（西川）・本郷（峰）・本郷（杉尾）・本郷（反田）
本郷（谷津）・上佐野（佐野）・万沢（中沢）
- 2 縦覧期間 令和7年3月10日から令和7年3月23日まで
- 3 縦覧場所及び縦覧時間
 - ・南部町役場 農村環境改善センター 産業振興課 南部町福士 28505 番地 2
午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）
 - ・南部町ホームページ（24時間）
(<https://www.town.nanbu.yamanashi.jp/>)
- 4 意見書の提出について
地域農業経営基盤強化促進計画（案）については、縦覧期間満了の日までに本町に意見書を提出することができます。
 - ・書面での提出に限り、電話や窓口での口頭による意見は受けられません。
 - ・個人の場合は住所、氏名、法人の場合は所在地、法人名、代表者名を記載してください。
 - ・意見書の内容については、公表します。
 - ・意見書に対する個別回答は行わず、結果は地域農業経営基盤強化促進計画の公告で行います。

【意見書の提出先】南部町役場 産業振興課